## 遺言信託等の手数料

## 1．遺言作成サポートサービス

手数料 $1,100,000$ 円（変更手数料 110,000 円＊下記ご留意事項（2）参照）
※ この手数料は，遺言執行引受予諾業務の利用の有無に関わらず必要となります。

## 2．遺言信託（遺言執行引受予諾業務）

## 遺言作成サポートサービス利用無し

引受予諾料 220，000 円

変更手数料 55,000 円

## 執 行 報 酬 通常料金

財産評価基本通達に基づく相続税評価額によ る執行対象財産額（課税価格の特例等により減額 される前の評価額）に下記執行報酬料率表の料率 を乗じた額の合計額（消費税等込）
※但し，遺言執行報酬の最低報酬額は $1,650,000$
円（消費税等込）となります。

遺言書保管手数料 月額 440 円

## 遺言作成サポートサービス利用有り

## 引受予諾料 無 料

## 変更手数料 55,000 円

執行 報 酬 通常料金からの割引あり
（1）通常料金が $1,650,000$ 円未満の場合 550， 000 円
（2）通常料金が $1,650,000$ 円以上の場合通常料金 $-1,100,000$ 円
※万一，遺言執行引受予諾業務を解約して
も，遺言作成サポートサービス手数料およ
び見直し手数料は返金致しません。

遺言書保管手数料 月額 440 円

## 執行報酬料率表

| 遺言執行対象財産の区分 | 料率 |
| :--- | :--- |
| 「第四北越銀行」およよび「第四北越証 |  |
| 券」に顧客として有する預金，投資信 | $0.33 \%$ |
| 託，有価証券，信託商品等 |  |


| 遺言執行対象財産の区分 | 料率 |
| :---: | :---: |
| その他の財産 |  |
| 1 億円以下の部分 | $1.65 \%$ |
| 1 億円超 3 億円以下の部分 | $1.10 \%$ |
| 3 億円超の部分 | $0.55 \%$ |

## ［ご留意事項］

（1）手数料等には， $10 \%$ の消費税等が含まれています。また，手数料等は，今後の経済情勢の変動，銀行の取扱体制の変更等を理由として，当行により将来変更される可能性があります。
（2）上記「1．遺言作成サポートサービス」中の変更手数料は，変更契約時の当行所定の料金を適用 させて頂きます。また上記「2．遺言信託（遺言執行引受予諾業務）」の遺言信託（遺言執行引受予諾業務）の手数料•報酬等は，予諾業務引受時の当行所定の料金を適用させて頂きます。
（3）当行の手数料•報酬とは別に，以下の費用等がお客さまのご負担となります。
（1）戸籍謄本•不動産登記簿謄本等取寄費用
（2）公証役場での公正証書遺言作成費用（詳細は裏面）
（3）遺言執行に必要な費用（財産調査に係る各種証明書等取得費用，相続手続きに係る振込手数料，不動産登記に係る司法書士への委任費用等）
（4）相続税申告等に係る税理士報酬（当行業務の範囲外となります。）

## 公正証書遺言作成費用（ご参考）

公証人手数料令（平成 5 年政令第 224 号）

| 法律行為の目的の価額 | 手数料 |
| :---: | :---: |
| 100万円まで | 5，000円 |
| 200万円まで | 7，000円 |
| 500万円まで | 11，000円 |
| 1，000万円まで | 17，000円 |
| 3，000万円まで | 23，000円 |
| 5，000万円まで | 29，000円 |
| 1億円まで | 43，000円 |
| 1億円を超え3億円まで | 5 千万円を増すごとに <br> 13，000円増加 |
| 3 億円を超え10億円まで | 5 千万円を増すごとに 11，000円増加 |
| 10億円を超えるもの | 5 千万円を増すごとに <br> 8，000円増加 |

目的の価額の合計が 1 億円までの場合は，遺言書 1 通につき 11 ，000円加算します。
（注）
1．手数料は受遺者ごとに計算します。
2．目的の価額は公証人が証書の作成に着手した時の価額によります。
3．公証人に出張を求めた場合，別途日当及び旅費等が必要となります。
4．正本•謄本交付手数料1枚250円が必要となります。

